

令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業に係る 公募型プロポーザル募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業

(2) 業務の目的

長岡京市では、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、自然に健康になれる環境づくりの構築を目指している。

本業務は、市民全体の健康状態や課題を科学的・客観的に分析し、データに基づく健康づくりの手法やターゲットを明らかにしたうえで、ライフコースを踏まえたより実効的な取組を推し進めることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

5,885,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 本業務の仕様書(案)及び契約書(案)は、別添のとおりである。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (2) 令和7・8年度長岡京市競争入札等有資格者名簿に「計画策定業務」で最希望の登録があること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募の日から企画提案者の特定の日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱別表に該当する者として、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除措置を受けている者でないこと。

3. 実施スケジュール

公募開始日	令和8年4月14日(火)
質疑受付締切	令和8年4月17日(金)
質疑に対する回答	令和8年4月22日(水)
参加表明書の提出期限	令和8年4月28日(火)
参加資格審査結果通知	令和8年5月8日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年5月20日(水)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年5月25日(月)
特定結果通知	令和8年5月29日(金)
契約締結	令和8年6月中旬予定

※日程は、やむを得ず変更することがある。

4. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出期限等

- ① 受付期間: 令和8年4月14日(火)から令和8年4月28日(火)
午後5時00分まで
- ② 提出方法: kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp まで電子メールにより「4. (2) 提出書類」を提出すること。電子メールの件名は「令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業_参加表明書」とし、必ず到着確認を行うこと。

(2) 提出書類

①	参加表明書	(様式1)	1部
②	会社概要及び会社沿革、会社組織図、 業務年数が分かるもの	(ア) 履歴事項全部証明書 (イ) 会社概要や運営状況がわか るもの(任意様式)	1部

(3) 質疑の受付

- ① 受付期間: 令和8年4月14日(火)から令和8年4月17日(金)
午後5時00分まで
- ② 提出方法: kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp まで電子メールにより「質疑書(様式2-1)」を Word 形式で提出すること。電子メールの件名は「令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業 質疑書」とし、必ず到着確認を行うこと。
- ③ 回 答: 令和8年4月22日(水)に市ホームページで公開する。こちらからは連絡しないため、各自確認すること。

5. 参加資格審査結果通知について

令和8年5月8日(金)に参加資格審査結果通知を電子メールにより送付する。資格ありの結果通知を受け取った事業者は、「6. 企画提案書に関する事項」に記す期限までに必要書類を提出すること。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出期限等

- ① 提出期限: 令和8年5月20日(水) 午後5時00分まで
- ② 提出部数: 6部
- ③ 提出場所: 健康福祉部 健康づくり推進課
- ④ 提出方法: 持参又は郵送(郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと)

(2) 提出書類

①	企画提案書 ※下記留意事項参照	(ア) 本業務に対する考え方、実施方針 (イ) 提案のセールスポイント (ウ) 本業務の実施方法、手法等 (エ) 設定課題に対する解決案または解決手法等 (オ) 本業務にかかる実施体制・支援体制 (カ) 本業務にかかる実施スケジュール	6部
②	見積書及び積算内訳	本企画提案における委託料限度額は、5,885,000円(税込)とする。 人件費については業務内容ごとの工数を示すなど、積算根拠についても記載すること。	6部
③	運営実績確認資料	過去10年間に国又は地方公共団体が発注した本業務に類似する業務の受託実績の確認できる書類	6部
④	ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類	該当する場合は、えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業であることが確認できる資料(認定通知書や厚生労働省の認定企業公表ホームページの写し等)	6部

(3)「6.(2)提出書類」の作成様式及び記載上の留意事項

- ・ 企画提案書の様式は A4 判の両面印刷とし、ページ番号を付すこと。また、主要な文字のサイズは11ポイント以上とする。
- ・ 提出できる企画提案書は1者につき1案とする。

7. 特定に関する事項

(1)企画提案書の特定基準

審査項目及び評価基準は別紙のとおり

(2)プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ①実施日:令和8年5月25日(月)
- ②実施場所:長岡京市役所本庁舎(詳細は参加資格審査結果通知に記載)
- ③開始時間:参加資格審査結果通知に記載
- ④実施方法:提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。
説明時の資料の追加・変更は認めない。
なお、プレゼンテーションで機材を使用する場合は、すべて説明者で準備すること。ただしモニターは実施場所に設置ものを使用して構わない。(HDMI ケーブルで接続可能)
- ⑤時間配分:プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリングは10分以内とする。
- ⑥出席者:1者あたりの出席人数は3名までとすること。

(3)失格事由

以下に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 提案上限額を超える提案を行った場合
- ③ 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(4)特定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、総合点が配点の6割以上であり、かつ、最も高い者を、契約相手方の候補者として特定する。
- ② ①において、最も総合点が高い者が複数の場合は、審査項目「提案全般」の評価が最も高い者を特定する。
- ③ ②において、優劣がつかない場合は、提案価格が安価な者を候補者として特定する。

8. 特定結果通知について

令和8年5月29日(金)に特定結果通知を電子メールにより送付する。

9. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に様式6により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、他者の評価点や提案内容に関する内容のほか、発注者が非特定理由と関係がないと判断する事項についての回答は行わない。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子メールにより行う。
- (3) 非特定理由の説明申請書の提出方法は以下のとおりとする。

提出方法:kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp まで電子メールにより「非特定理由説明申請書(様式6)」を提出すること。電子メールの件名は「令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業_非特定理由説明申請書」とし、必ず到着確認を行うこと。

10. 特定結果の公表について

- (1) 特定結果通知日の翌日以降に市ホームページで公表する。
- (2) 公表事項は以下のとおりとし、審査内容や審査経過については公表しない。
 - ① 特定事業者の名称
 - ② 参加者の名称
 - ③ 総合点(ただし、参加者が2者の場合は、次点事業者の総合点を公表しない。)

11. 契約手続きに関する事項

- (1) 発注者と特定事業者が協議を行い仕様書を確定させた後、随意契約の方法により契約相手方を決定し、契約を締結する。
- (2) 部分払い 無
- (3) 特定事業者が、契約相手方として決定された後に契約を締結しない場合は、長岡京市競争入札心得に基づき、見積書記載額(税込み)の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- (4) 特定事業者が見積書の提出を辞退するなどの理由により、契約を締結しない場合は、次点事業者を候補者として特定することがある。

12. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は電子メール(様式任意)により届け出ること。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、長岡京市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

13. 問い合わせ先

長岡京市健康福祉部健康づくり推進課

電話:075-955-9704 mail:kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp

審査項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
1. 主観的事項			
提案事業者の概要・実績	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	10	
提案全般	業務目的・内容を的確に把握しているか	10	
	本市の実情を踏まえて、具体的かつ適切に示されているか	10	
	提案に実現の可能性が十分にあるか	10	
	提案に創造性があるか	5	
業務実施体制・スケジュール	専門知識と豊富な経験を持つ人員が十分に配置され、業務を適切に遂行できる実施体制を有しているか	10	
	事業計画が無理のないスケジュールで設定されているか	10	
	各工程において作成される成果物について、具体的かつ適切に示されているか	5	
小計(主観的事項)		70	
2. 客観的事項			
業務実績	同種業務の実績を 5 件以上有している事業者	10	10
	同種業務の実績を 3～4 件有している事業者	6	
	同種業務の実績を 1～2 件有している事業者	2	
	上記以外の事業者	0	
地元事業者優先発注	長岡京市内本店または支店の事業者	7	7
	上記以外の事業者	0	
ワークライフバランス等の推進	えるぼし認定企業	1	3
	くるみん認定企業	1	
	ユースエール認定企業	1	
	上記以外の事業者	0	
価格点	満点×(提案価格のうち最低価格/自社提案価格) ※本企画提案における委託料限度額は 5,885,000 円 ※小数点以下切り捨て	10	
小計(客観的項目)		30	
合計		100	